

## 国際関連情報 Report from IASB

## マイナス金利の表示

ASBJ 専門研究員 やました ゆうじ  
IASB 客員研究員 山下 裕司

「事実は小説よりも奇なり」といいますが、「金利がマイナス」になるという現象は、この言葉が正に当てはまる状況ではないでしょうか。欧州の金融市場におけるマイナス金利の端緒は、同市場における不透明感が払拭されない状況の下、発行金利自体はプラスだった信用力の高い一部の債券に対して、'safe harbour'としての需要が著しく高まった結果、実効金利(effective interest rate)がマイナスになったことにありました。

金融「資産」に対して金利を「支払う」という不可思議な事態を巡って、「損益計算書上の表示をどのようにすればいいのか」という問題が生じました。IFRS Interpretations Committee (以下「IFRS IC」という。)における最初の議論は、2012年9月に行われました。スタッフ・ペーパーの論旨は以下のようなものでした。

IAS 第18号は、「『収入』はグロスで正のキャッシュフローでなければならない」と規定しています。このため、マイナス金利を「金利収入」として表示することはできません。それでは、金利がプラスの資産から得られる金利収入と合算して「金利収入」とすることはどうでしょうか。しかしIAS 第1号はこのような合算を禁じていますのでこれも不可です。

そこで当時のスタッフは、「そもそもマイナ

ス金利の経済的性質は何なのか」という分析を行いました。考えてみれば、世の中には金利がゼロである現金が存在しています。それにもかかわらず、金融市場参加者が、ゼロ金利の現金よりも不利なマイナス金利の金融資産を保有するのは何故でしょうか。鍵となる考え方は、「現金の保有には保管コストがかかる」ということでした。マイナス金利がこの保管コストを絶対値で下回っている限りは、マイナス金利の金融資産であっても保有する経済的合理性があります。このため、マイナス金利の経済的性質は「保管費用」と解釈できます。そこで、「その他の費用」といった表示とすべきとの分析がなされました。

この議論に対するコメントレターの中には、IFRS 第9号の限定的修正に関連して、「もしマイナスになったら『金利』ではないとするならば、本来は『償却原価』として分類・測定されるべき金融資産が、金利がマイナスという理由をもって同要件を満たさなくなるのではないか」との懸念を表明するものがありました。これを受けて、2013年1月のIFRS ICでは、「IFRS 第9号の限定的修正の再審議が終了するまで、決定を差し控える」との方針が確認されました。

2015年1月のIFRS ICに向けて私が分析上の焦点としたのは、これまでの議論を土台にし

た上で、2つの新たな状況変化のインプリケーションを考察することでした。

第1点は、マイナス金利が実効金利だけの問題から、政策金利や市場金利にまで広がっている点をどう評価するかということです。欧州中央銀行が2014年6月に政策預金金利を-0.1%、同9月に-0.2%に引き下げて以来、EONIAやEURIBORといった市場金利がマイナス圏で推移しています。これは、金融取引の契約当初から金利がマイナスになっていることを意味しています。これを受けスタッフとしては、「マイナス金利の経済的性質は保管費用」であるという従来の考え方を若干軌道修正し、「保管費用はマイナス金利のフロアとしての役割を果たすが、マイナス金利の経済的性質を特定することまではできない」との分析を示しました。欧州中央銀行のマクロ政策決定の結果であるマイナス金利の性質が「保管費用」であるとはいえないだろう、との考え方によるものです。

もっとも、マイナス金利の経済的性質に対する見方の軌道修正が、損益計算書上の表示に対する議論に影響を及ぼすわけではありません。

このため、表示のあり方について従来からの見方を変えるような分析は行いませんでした。

第2点は、IFRS第9号が2014年7月に最終化されたことです。すなわち、同基準のB4.1.7Aでは、「例外的には金利がマイナスになることもあり得る」ことを示し、金利がマイナスになることを以て償却原価としての分類が否定されることはないことを明文化しました。これを受け、表示に関する分析においても、「マイナス金利になった場合の表示のあり方に関する議論が、金融商品の分類・測定に予期せぬ影響を及ぼすことはない」と分析しました。

こうしたスタッフ分析をIFRS ICにお諮りしたところ、従来および今回のスタッフ分析の方向性に概ね沿ったご議論をいただきました。この結果、①金利がマイナスとなった場合、金利収入としてではなく適切な費用項目として表示すべきである、②こうした見方は既存のIFRSに照らして明らかであり解釈文書の必要までではない、③このためIFRS ICの正式なアジェンダとする必要はない、とのご判断をいただいた次第です。